第二条第十二号の十九ロを次のように改める。

ロ　外国法人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

第二条第二十号中「の益金又は損金算入」を削る。

第三条中「法律（」の下に「第七十五条の三（電子情報処理組織による申告）及び」を加える。

第四条の三第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項第三号ハ中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第三項から第五項まで及び第八項中「すべて」を「全て」に改め、同条第十二項中「に規定する他の内国法人が同項の申請書を提出した場合の当該他の内国法人の納税地の所轄税務署長への届出」を「の申請につき承認又は却下をする場合の手続」に改める。

第二十二条の見出しを削り、同条第四項中「額は」の下に「、別段の定めがあるものを除き」を加える。

第二十四条第二項中「この項」の下に「及び次項」を加え、「の割当て又は当該株式以外の」を「その他の」に、「株式割当等（当該合併による当該株式の割当て又は当該資産の交付をいう。）」を「当該株式その他の資産の交付」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　合併法人又は分割法人が被合併法人の株主等又は当該分割法人の株主等に対し合併又は分割型分割により株式その他の資産の交付をしなかつた場合においても、当該合併又は分割型分割が合併法人又は分割承継法人の株式の交付が省略されたと認められる合併又は分割型分割として政令で定めるものに該当するときは、政令で定めるところによりこれらの株主等が当該合併法人又は分割承継法人の株式の交付を受けたものとみなして、第一項の規定を適用する。

第二編第一章第一節第三款中第一目を第一目の二とし、同目の前に次の一目を加える。

第一目　収益の額

第二十二条の二　内国法人の資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供（以下この条において「資産の販売等」という。）に係る収益の額は、別段の定め（前条第四項を除く。）があるものを除き、その資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2　内国法人が、資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて当該資産の販売等に係る契約の効力が生ずる日その他の前項に規定する日に近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合には、同項の規定にかかわらず、当該資産の販売等に係る収益の額は、別段の定め（前条第四項を除く。）があるものを除き、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　内国法人が資産の販売等を行つた場合（当該資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて第一項に規定する日又は前項に規定する近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合を除く。）において、当該資産の販売等に係る同項に規定する近接する日の属する事業年度の確定申告書に当該資産の販売等に係る収益の額の益金算入に関する申告の記載があるときは、その額につき当該事業年度の確定した決算において収益として経理したものとみなして、同項の規定を適用する。

4　内国法人の各事業年度の資産の販売等に係る収益の額として第一項又は第二項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は、別段の定め（前条第四項を除く。）があるものを除き、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とする。

5　前項の引渡しの時における価額又は通常得べき対価の額は、同項の資産の販売等につき次に掲げる事実が生ずる可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合における価額とする。

一　当該資産の販売等の対価の額に係る金銭債権の貸倒れ

二　当該資産の販売等（資産の販売又は譲渡に限る。）に係る資産の買戻し

6　前各項及び前条第二項の場合には、無償による資産の譲渡に係る収益の額は、金銭以外の資産による利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡しその他これらに類する行為としての資産の譲渡に係る収益の額を含むものとする。

7　前二項に定めるもののほか、資産の販売等に係る収益の額につき修正の経理をした場合の処理その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十八条第二項第一号中「又は第六十六条」を「、第六十六条」に、「の規定」を「又は第六十六条の二（特定の一般社団法人等に対する課税）の規定」に改める。

第二編第一章第一節第四款第五目中第四十一条の次に次の一条を加える。

（分配時調整外国税相当額の損金不算入）

第四十一条の二　内国法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る第六十九条の二第一項（分配時調整外国税相当額の控除）に規定する分配時調整外国税相当額につき同項の規定の適用を受ける場合には、その支払を受ける収益の分配に係る所得税の額に係る当該分配時調整外国税相当額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第五十条第一項第一号中「規定する農地」の下に「（同法第四十三条第一項（農作物栽培高度化施設に関する特例）の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）」を、「耕作」の下に「（同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）」を加え、同項第五号中「又は」を「、又は」に改める。

第二編第一章第一節第四款第七目の目名を次のように改める。

第七目　貸倒引当金

第五十二条の見出しを削る。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条　削除

第六十一条の見出しを削り、同条第一項第一号中「に係る」を「の時における有償によるその短期売買商品の譲渡により通常得べき」に改め、同条第三項中「益金不算入」を「益金不算入等」に、「損金不算入」を「損金不算入等」に改める。

第六十一条の二第一項第一号中「に係る」を「の時における有償によるその有価証券の譲渡により通常得べき」に改め、同条第二項中「適格合併」を「特定無対価合併」に、「ものに限る。）」を「合併で、当該法人の株主等に対する合併法人の株式の交付が省略されたと認められる合併として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）」に改め、同条第九項中「適格株式交換等」を「特定無対価株式交換」に、「株式交換に限る」を「株式交換で、当該法人の株主に対する株式交換完全親法人の株式の交付が省略されたと認められる株式交換として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ」に改める。

第六十一条の十三第一項中「対価」を「収益」に改め、同条第三項第一号、第五項及び第六項中「すべて」を「全て」に改める。

第六十二条第一項中「交付される分割型分割」の下に「及び同号ロに規定する無対価分割に該当する分割型分割で分割法人の株主等に対する分割承継法人の株式（出資を含む。以下この項及び次条第三項において同じ。）の交付が省略されたと認められる分割型分割として政令で定めるもの」を加え、「（出資を含む。以下この項及び次条において同じ。）」を削り、「同項に規定する株式割当等」を「交付」に改め、「株式その他の資産」の下に「及び同条第三項に規定する場合において同項の規定により交付を受けたものとみなされる当該合併法人の株式」を加え、「分割対価資産をその」を「分割対価資産（第二十四条第三項に規定する場合において同項の規定により交付を受けたものとみなされる分割承継法人の株式を含む。）をその」に改め、同条第二項中「譲渡に係る対価の額が」を「合併の時の価額が当該譲渡に係る」に、「対価の額を」を「当該合併の時の価額を」に改める。

第六十二条の五第二項中「譲渡に係る対価の額が」を「残余財産の確定の時の価額が当該譲渡に係る」に、「対価の額を」を「当該残余財産の確定の時の価額を」に改める。

第六十二条の八第十二項中「ほか」の下に「、内国法人が非適格合併等により当該非適格合併等に係る被合併法人等から資産又は負債の移転を受けた場合において当該内国法人が当該非適格合併等により金銭その他の資産を交付しないときの第一項の資産調整勘定の金額又は差額負債調整勘定の金額の計算」を加える。